

# 生産緑地地区の追加指定に関する基準

令和8年3月 策定  
令和8年4月1日施行

我孫子市

## 1. 趣旨

この基準は、指定方針を踏まえ、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく生産緑地地区の指定に関し、必要な事項を定める。

## 2. 定義

この指定基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「農地等」

法第 2 条第 1 号及び都市計画運用指針によるものとする。

(2) 「一団のものの区域」

都市計画運用指針によるものとする。

## 3. 指定基準

法第 3 条第 1 項に規定するもので次の各号すべてに該当するもの。

(1) 法第 3 条第 1 項第 1 号に規定するもので、次のいずれかに該当するもの。

- ①都市計画運用指針による公園配置の誘致距離外にあり、災害時の避難場所等として災害対策の観点からも効果が期待できるもの。
- ②新たに生産緑地地区として指定することにより、すでに指定された 2 以上の生産緑地地区と一体化、またはすでに指定された生産緑地地区の整形化が図られるもの等、一団のものの区域で良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められるもの。
- ③市民農園として利用している又は利用するもの。
- ④都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる都市施設の都市計画決定がされている区域を含むもの。

(2) 一団のものの区域で法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する規模のもの。

(3) 法第 3 条第 1 項第 3 号に規定するもので、次のすべてに該当するもの。

- ①農林漁業の主たる従事者の年齢が 60 歳未満であること。60 歳以上である場合には、15 歳以上 60 歳未満の後継者を指定していること。
- ②適正な肥培管理がされており、隣接家屋の庭等との区分が明らかなものであるもの。また、雑草の刈込、樹木の剪定等が適正に行われており、果樹園又は植木畑である場合は、果実又は植木が出荷可能な状態であること。

③隣接地や道路への土砂の流出のおそれがないもの。

#### 4. 指定しない農地等

指定基準にかかわらず、次のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により、商業系用途地域に指定されている区域内のもの。
- (2) 都市計画法第59条における都市計画施設及び市街地開発事業の区域内にあるもの。
- (3) 土地区画整理事業区域内にあるもの。
- (4) 四方が塀等で囲われ、外部から土地の状況が確認できないもの。
- (5) 一団のものの区域で周囲が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に2m以上接道していないもの。
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号（自己転用）及び同法第5条第1項第6号（権利の移動を伴う転用）の規定による転用の届出が行われたもの。

#### 5. 地区の指定

指定対象農地等の所有者及び農地等利害関係人に、生産緑地地区指定に関する必要書類の提出を求め、審査の上、必要と認められるものについて、生産緑地地区の指定を行う。